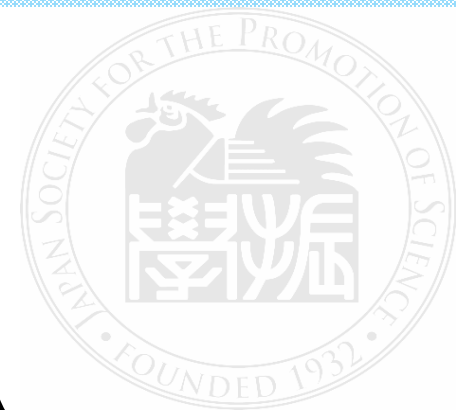




令和7(2025)年度採用分 特別研究員の募集に関する説明資料 (制度概要)

日本学術振興会 研究者養成課
人材育成企画課

令和6年3月

Ver.1.1





【目次】

(1) 特別研究員制度の概要

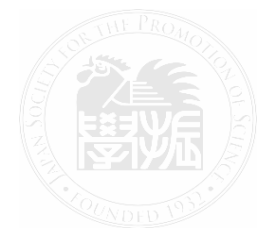
(2) 特別研究員事業に係る最近の主な動き

(3) 特別研究員事業の申請及び審査の流れ

(4) 特別研究員の申請資格・支援内容等

(5) 採用中の特別研究員の遵守事項等

(6) お問い合わせ先



日本学術振興会の研究者養成事業

～優れた研究者の養成・確保～

世界トップレベル

中堅

若手

ポスト
ドクター

大学院
博士課程

日本学術振興会賞（平成16年度創設）

人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象として優れた若手研究者（原則45才未満）を顕彰（授賞25名以内。受賞者に110万円を贈呈）

海外特別研究員

若手研究者を海外の優れた大学等研究機関に2年間派遣

往復航空賃（帯同家族分を含む）、滞在費・研究活動費（派遣都市・国によって異なる。年額約450万円～750万円）

特別研究員

我が国の研究者養成の中核を担う制度。優秀な若手研究者を特別研究員に採用し、自由な環境で自立した研究が行えるよう、研究奨励金支給及び科研費（特別研究員奨励費）を交付

PD：研究奨励金 434万円/年（※1）、科研費～450万円（※2）

RPD：出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう支援
研究奨励金 434万円/年（※1）、科研費～450万円（※2）

DC：研究奨励金 240～276万円/年（※3）、科研費～450万円（※2）

日本学術振興会 育志（いくし）賞（平成22年度創設）

人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象として優秀な大学院博士課程学生（34才未満）を顕彰（授賞16名程度。受賞者に110万円を贈呈）

若手研究者海外挑戦プログラム

優秀な大学院博士課程在籍者に海外という新たな環境へ挑戦し、3か月～1年海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供（往復航空賃、滞在費100～140万円、研究活動費）

※1 令和5年度に創設された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関がPD・RPDを雇用する場合は、当該機関に「若手研究者雇用支援金」（PD等の研究奨励金見合い分）が交付される。当該事業により雇用されるPD・RPDについては当該機関から給与が支給されるため、研究奨励金の支給なし。

※2 令和5年度より科研費（特別研究員奨励費）を基金化したことに伴い、研究期間により応募総額が異なる（応募区分がB区分かつ研究期間が3年の場合は450万円以下）また、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関に雇用されるPD・RPDには、「科研費 特別研究員 奨励費（雇用PD等）」が交付される。

※3 令和6年度より、DC最終年度在籍者のうち、採用期間中に優れた研究成果を上げ、更なる進展が期待される者に対し、研究奨励金特別手当（月額3万円）を支給

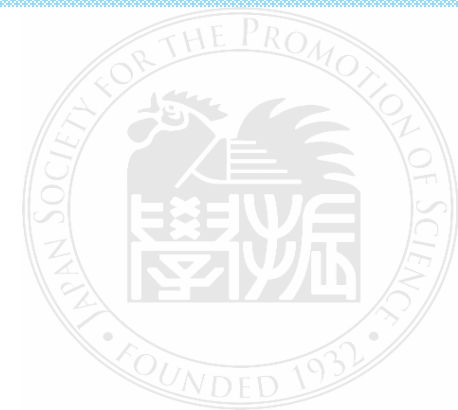
特別研究員制度の概要



特別研究員制度は、我が国トップクラスの優れた若手研究者に、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を提供し、研究者の養成・確保を図る制度。

大学院博士課程在学者及び博士の学位取得者で優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、支援を行う。





特別研究員制度の主な沿革

昭和34(1959)年度	奨励研究生事業創設 (昭和43(1968)年度 奨励研究員事業に改称)
昭和60(1985)年度	特別研究員事業の創設 (奨励研究員事業から移行) ※奨励研究員事業は昭和61(1986)年度以降は募集せず
平成 3 (1991)年度	DC1の創設 (それまでは現在のDC2,PDのみ)
平成14(2002)年度	SPDの創設
平成18(2006)年度	RPDの創設
令和元(2019)年度	CPD (国際競争力強化研究員) の創設
令和 2 (2020)年度	SPDの新規採用終了
令和 5 (2023)年度	「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」 の創設 (PD,RPD,CPD雇用制度の開始)
令和6(2024)年度	CPD新規募集停止



特別研究員の申請資格・採用期間・研究奨励金等

区分	対象	採用期間	研究奨励金 (月額) ※2	科研費 特別研究員奨励費 ※3
DC	・ <u>大学院博士課程在学者</u> (DC1) 博士課程後期第1年次 等 (DC2) 博士課程後期第2年次以上 等	DC1 : 3年間 DC2 : 2年間	20～23万円※4	450万円以下 (B区分かつ研究期間 3年の場合)
PD	・ <u>博士の学位を取得後5年未満の者</u> ・博士の学位を取得する予定又は博士の学位を取得した 研究機関（出身研究機関）以外を受入研究機関とする者	3年間	36.2万円	
RPD	・博士の学位取得者 ・ <u>出産・育児のため6週間以上研究活動を中断した者</u> ※1 ・性別は問わない			

※1 RPDの対象は、次のいずれかに該当する出産・育児のため、6週間以上研究活動を中断した者(令和7年度採用分から申請資格を拡大)

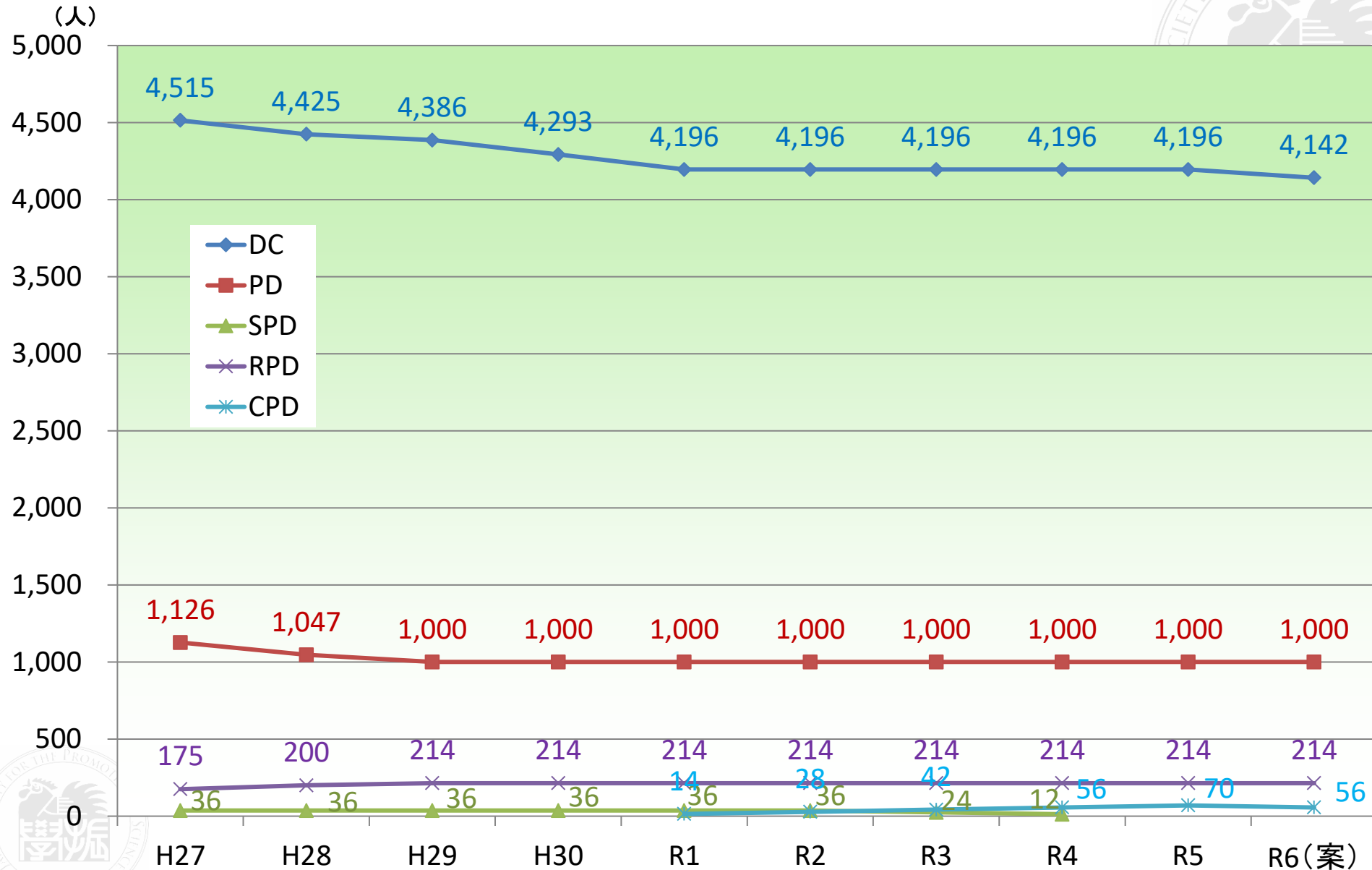
- ①申請年度の4月1日時点で小学生以下の子を養育している者
- ②申請年度の4月1日から遡って過去11年以内に出産又は疾病や障がいのある子を養育した者
- ③申請年度の4月2日以降申請期限までに出産した(予定も可)者

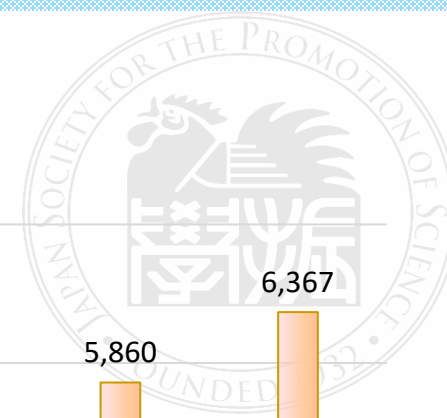
※2 令和5年度に創設された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関がPD・RPDを雇用する場合は、当該機関に「若手研究者雇用支援金」(PD等の研究奨励金見合い分)が交付される。当該事業により雇用されるPD・RPDについては当該機関から給与が支給されるため、研究奨励金の支給なし。

※3 令和5年度より基金化したことに伴い、研究期間により応募総額が異なる。また、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関に雇用されるPD・RPDには、「科研費 特別研究員奨励費(雇用PD等)」が交付される。

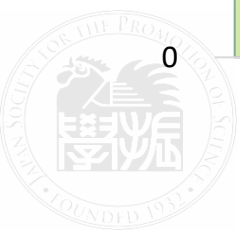
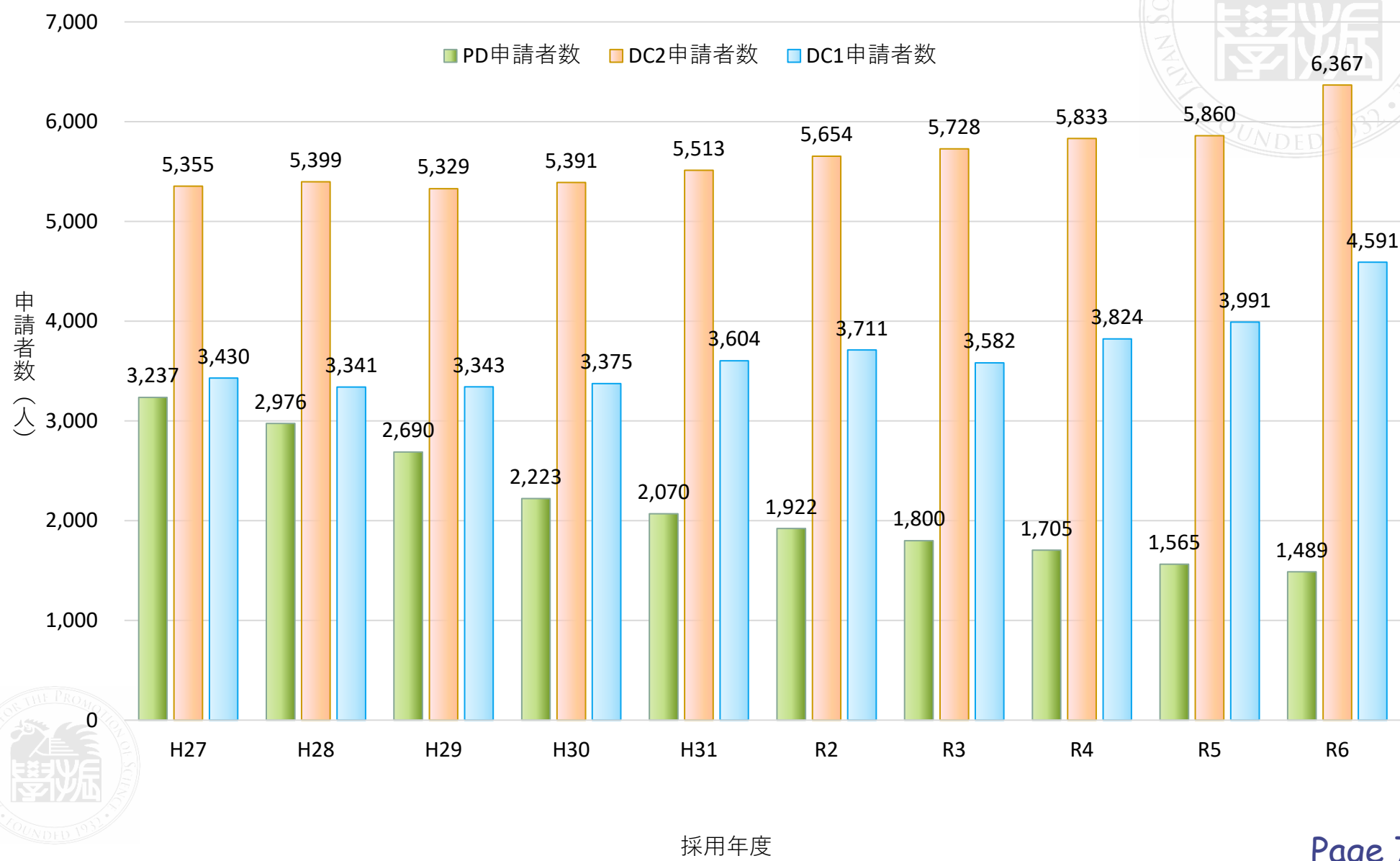
※4 令和6年度より、DC最終年度在籍者のうち、採用期間中に優れた研究成果を上げ、更なる進展が期待される者に対し、研究奨励金特別手当(月額3万円)を支給。

特別研究員の予算人数の推移

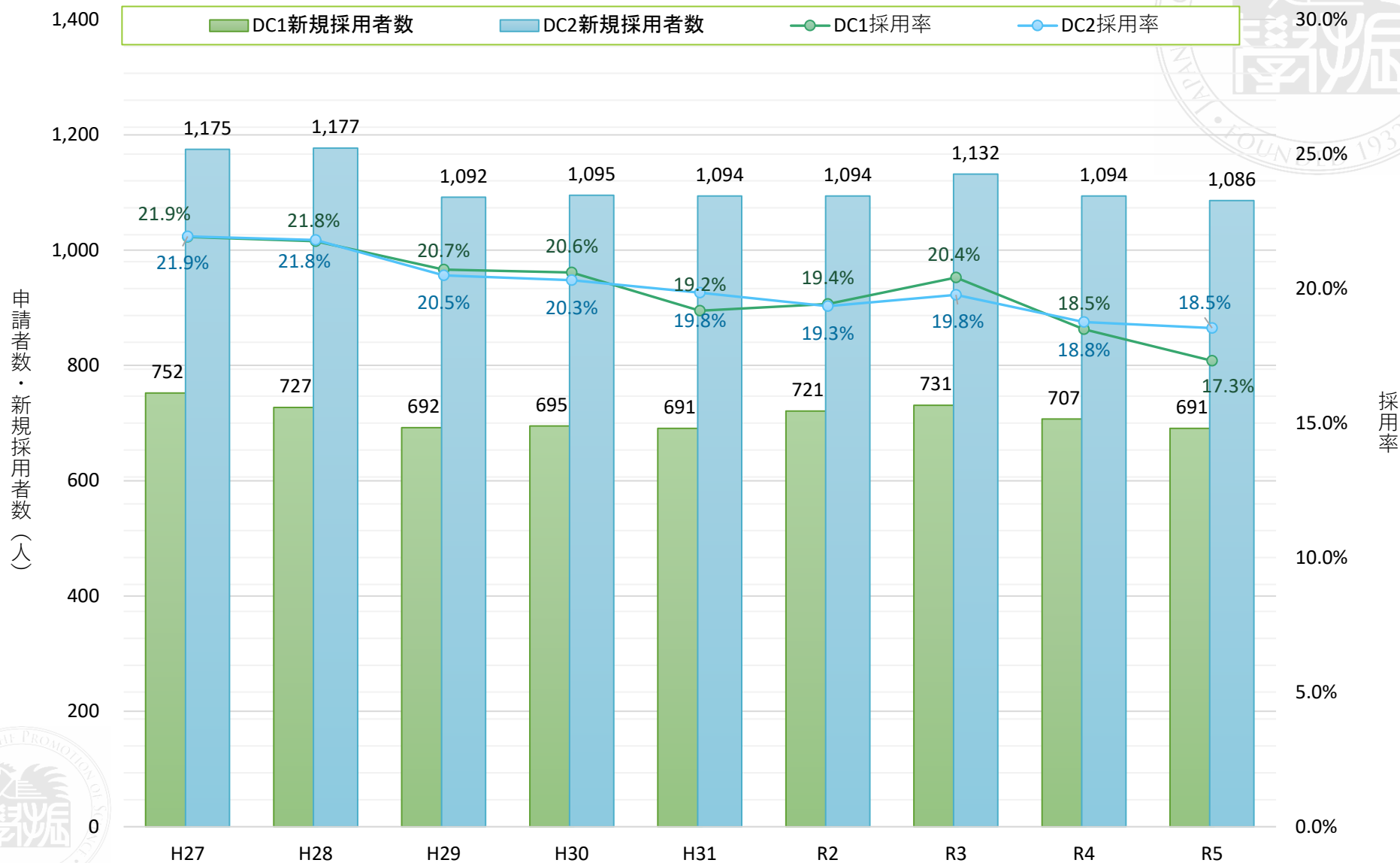




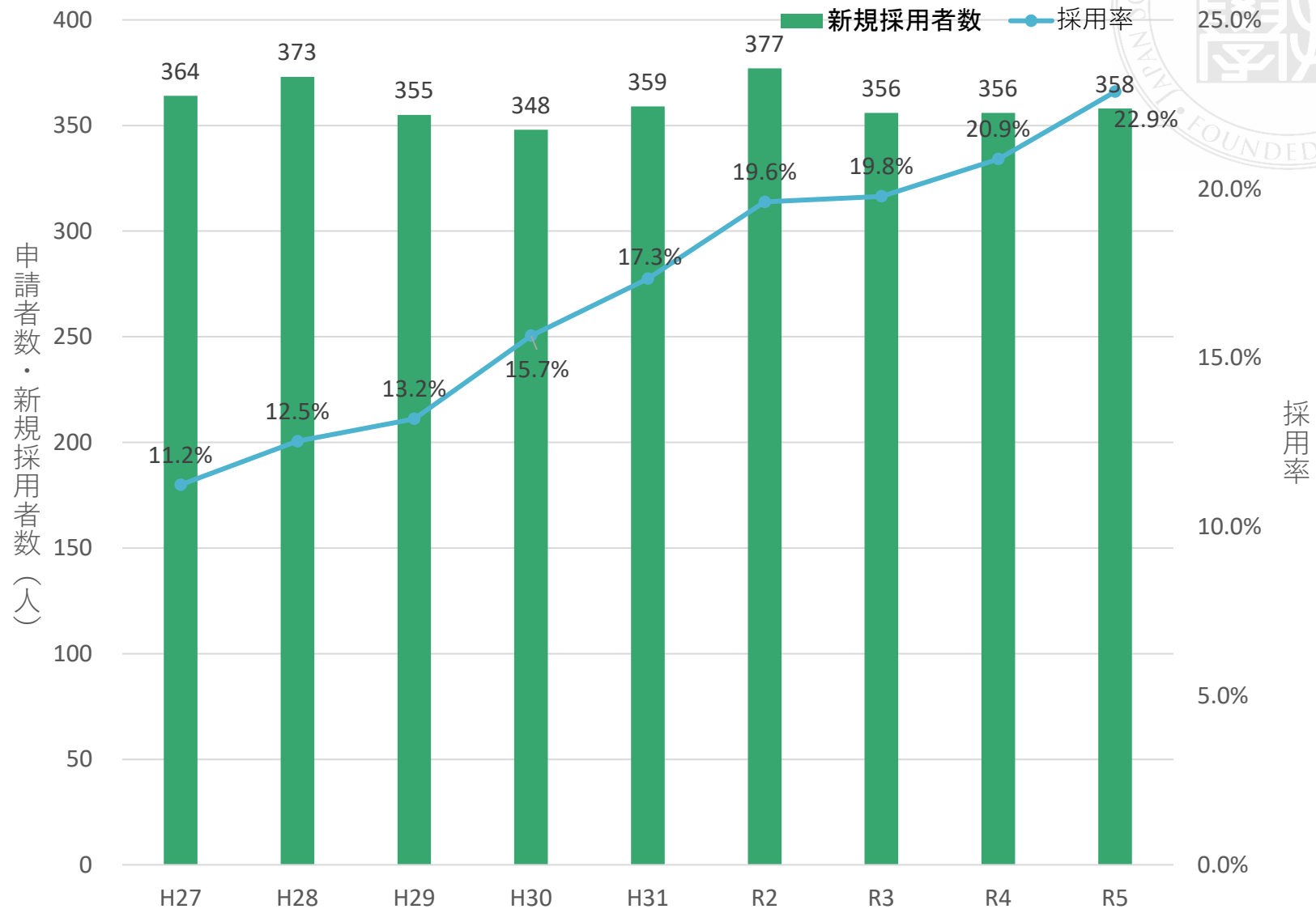
特別研究員-PD・DC 申請者数の推移



特別研究員-DC 新規採用者数と採用率の推移



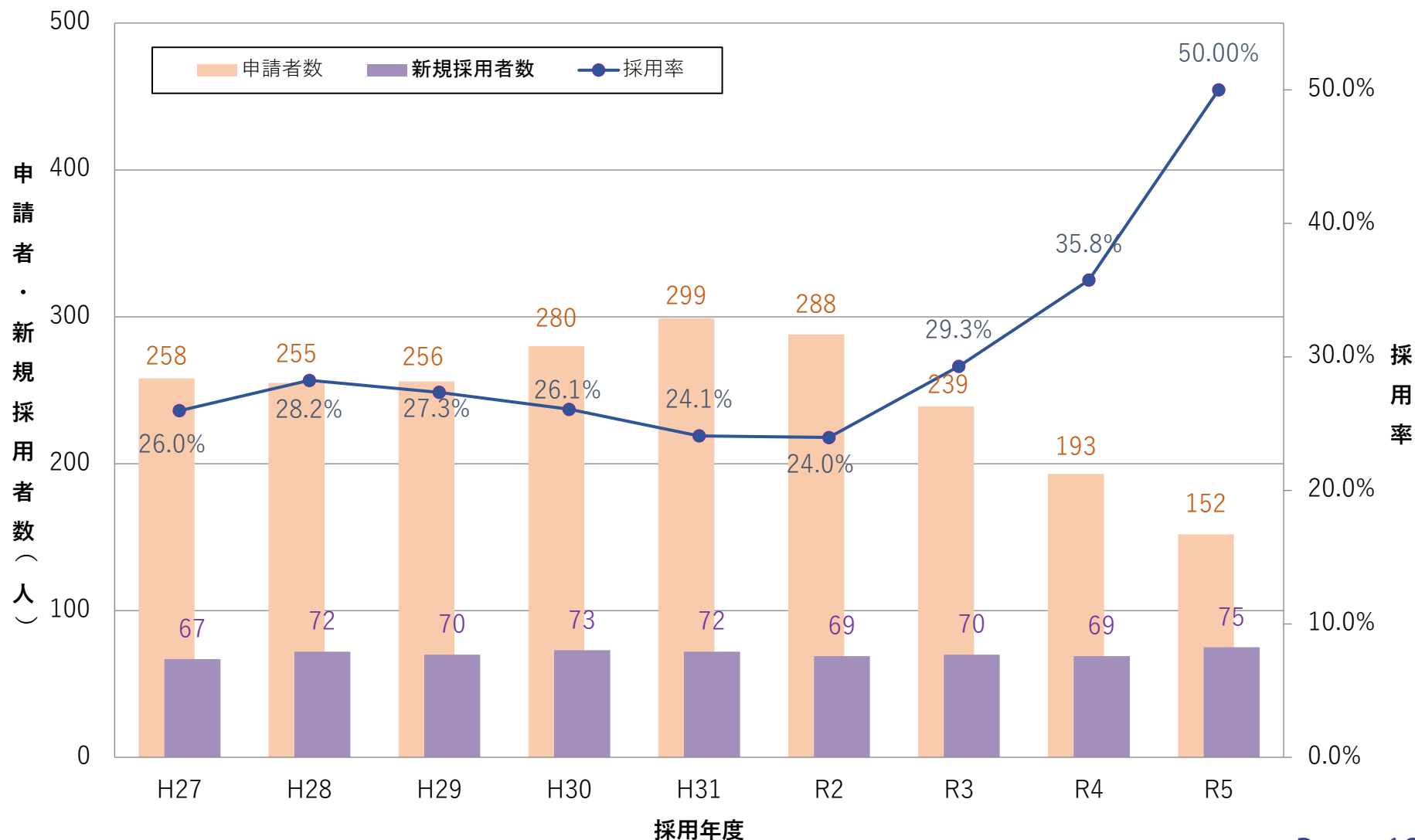
特別研究員-PD 新規採用者数と採用率の推移



※令和2年度までのPD採用者にはSPD採用者を含む

特別研究員-RPD

申請・新規採用者数と採用率の推移



令和5(2023)年度採用分特別研究員-PD・DCの 区分別採用状況（新規分）

区分	PD		DC 2		DC 1		計	
	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数
人文学	305 (126)	76 (28)	554 (269)	98 (44)	356 (142)	58 (27)	1,215 (537)	233 (99)
社会科学	209 (86)	41 (20)	602 (277)	110 (48)	410 (167)	62 (24)	1,221 (530)	213 (92)
数物系科学	325 (33)	65 (4)	776 (100)	144 (15)	585 (74)	106 (14)	1,686 (207)	315 (33)
化学	50 (5)	8 (0)	492 (82)	93 (14)	356 (60)	63 (11)	898 (147)	164 (25)
工学系科学	107 (18)	21 (3)	1,165 (200)	215 (33)	703 (101)	123 (23)	1,975 (319)	359 (59)
情報学	49 (9)	6 (1)	452 (75)	89 (11)	320 (50)	56 (6)	821 (134)	151 (18)
生物系科学	193 (54)	51 (8)	480 (144)	94 (22)	390 (141)	71 (29)	1,063 (339)	217 (59)
農学・環境学	155 (37)	41 (7)	525 (177)	95 (30)	362 (120)	63 (14)	1,042 (334)	199 (51)
医歯薬学	172 (58)	49 (12)	814 (302)	148 (43)	509 (191)	89 (26)	1,495 (551)	286 (81)
計	1,565 (426)	358 (83)	5,860 (1626)	1,086 (260)	3,991 (1046)	691 (174)	11,416 (3098)	2,135 (517)

- ・令和5年度の採用率は、PD：22.9%、DC2：18.5%、DC1：17.3%、全体で18.7%
- ・()内は女性の数で内数

令和5(2023)年度採用分特別研究員-RPDの 区分別採用状況（新規分）

採用年度	令和5（2023）年度	
区分	申請者数	採用者数
人文学	33 (5)	18 (4)
社会科学	24 (2)	10
数物系科学	6	2
化学	3	2
工学系科学	6 (1)	3
情報学	2	1
生物系科学	21 (1)	9
農学・環境学	22 (1)	11
医歯薬学	35 (1)	19
合計	152 (11)	75 (4)
採用率	49.3%	

（ ）内は男性の数で内数

特別研究員-PDの就職状況調査結果

令和4年4月1日現在

PDの「常勤の研究職」への就職状況

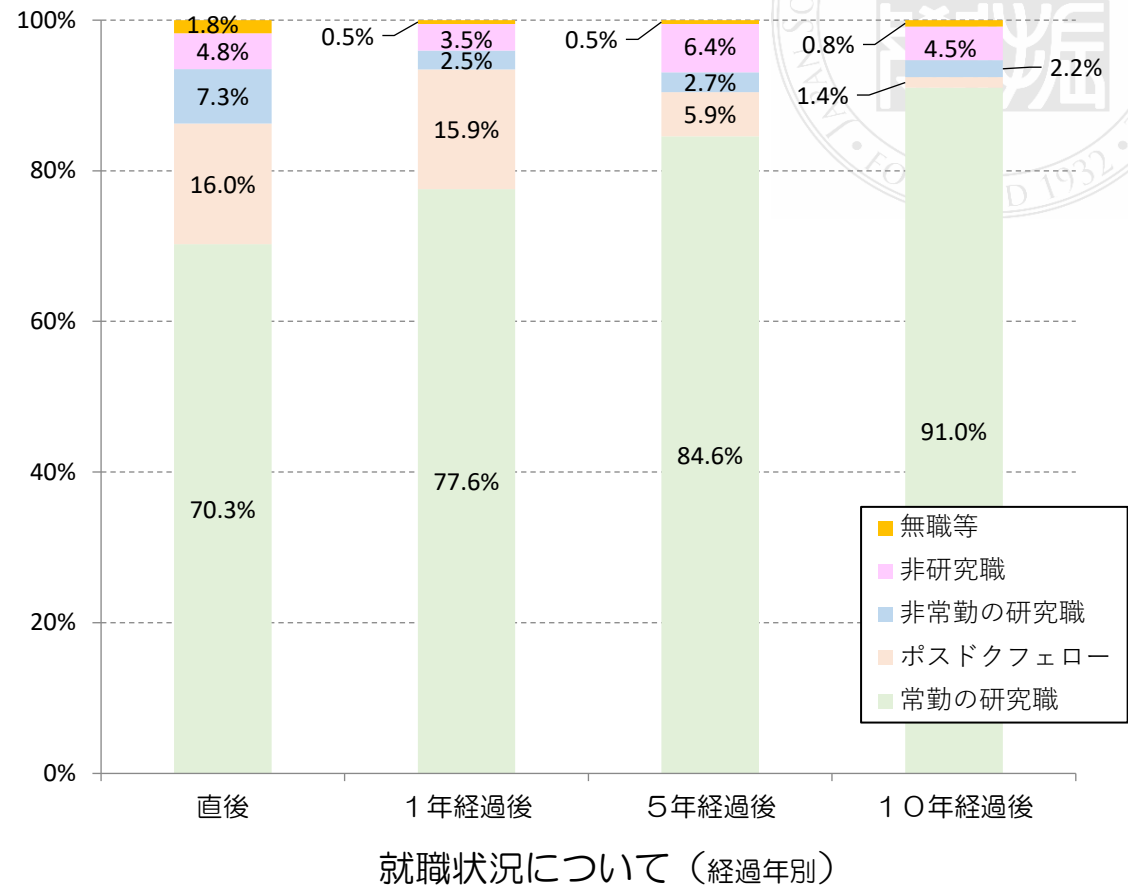
直後
(令和3年度終了者) : 70.3%

1年経過後
(令和2年度終了者) : 77.6%

5年経過後
(平成28年度終了者) : 84.6%

10年経過後
(平成23年度終了者) : 91.0%

※ 割合は不明者等を除いて算出



《 調査結果より 》

日本学術振興会特別研究員-PDは、5年経過後調査では、84.6%が「常勤の研究職」に就いており、我が国の研究者の養成・確保の中核的な役割を果たしている。

特別研究員-DCの就職状況調査結果

令和4年4月1日現在

DCの「常勤の研究職」への就職状況

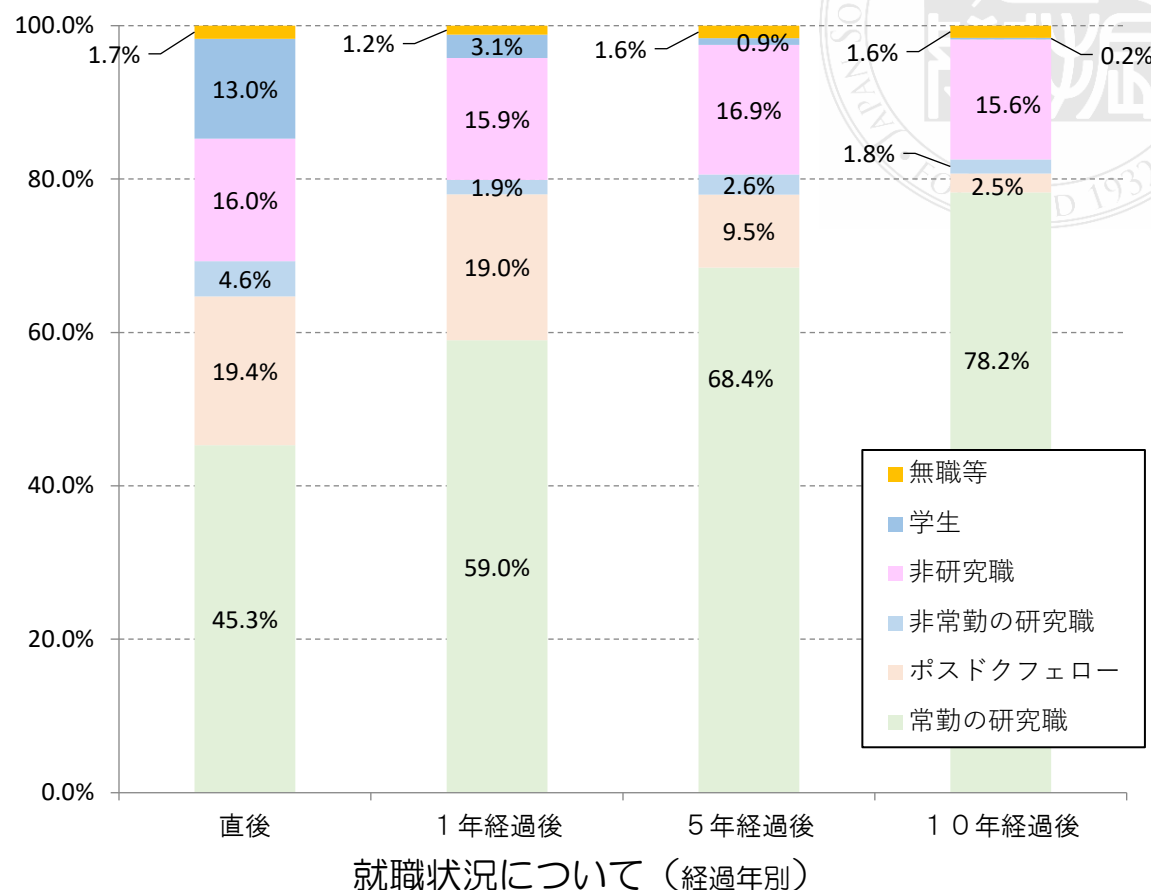
直後：「常勤の研究職・ポスドクフェロー」
（令和3年度終了者）：64.7%

1年経過後：「常勤の研究職・ポスドクフェロー」
（令和2年度終了者）：78.0%

5年経過後：「常勤の研究職」
（平成28年度終了者）：68.4%

10年経過後：「常勤の研究職」
（平成23年度終了者）：78.2%

※ 割合は不明者等を除いて算出



《 調査結果より 》

日本学術振興会特別研究員-DCは、10年経過後調査では、78.2%が「常勤の研究職」に就いており、我が国の研究者の養成・確保の中核的な役割を果たしている。

【参考】独創の原点 ～私の「特別研究員・海外特別研究員時代」～

特別研究員

海外特別研究員

アーカイブ(国立国会図書館)

お問い合わせ先

独立行政法人 日本学術振興会
人材育成事業部
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-3-1
麹町ビジネスセンター

■特別研究員担当
研究者養成課
[詳細はこちら](#)

■海外特別研究員担当
人材育成企画課
[詳細はこちら](#)

独創の原点

私の「特別研究員・海外特別研究員」時代

日本学術振興会の特別研究員事業（昭和60年度開始）と海外特別研究員事業（昭和57年度開始）は、個人の自由な発想に基づく研究の専念によって、自立した研究者育成に主眼を置くものです。自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する特別研究員あるいは海外の大学等研究機関において長期間研究に専念する海外特別研究員になったことで、一体何を得て、何が変わったのか？これから研究者を目指す方へのエール・研究人生の示唆となる採用経験者インタビューを掲載しています。

() 内はインタビュー年月です。所属・職はインタビュー時のものです。



トップ研究者との交流で見出した独創性へのアプローチ

国立情報学研究所 情報学プリンシプル研究系 教授 (令和3年12月)
河原林 健一 KAWARABAYASHI Ken-ichi
H12 特別研究員DC
H13 特別研究員PD H19 海外特別研究員



熱帯雨林への憧れを追い続けて数理生物学者に

九州大学大学院 理学研究院 生物科学部門 教授 (令和2年10月)
佐竹 暁子 SATAKE Akiko
H11 特別研究員DC
H14 特別研究員PD H17 海外特別研究員



科学思想と社会制度の歴史の細部に学ぶ

名古屋大学大学院 経済学研究科 社会経済システム専攻 教授 (令和元年9月)
隠岐 さや香 OKI Sayaka
H12 特別研究員DC H17 特別研究員PD



<https://www.jsps.go.jp/j-pdab/index.html>



【目次】

(1) 特別研究員制度の概要

(2) 特別研究員事業に係る最近の主な動き

(3) 特別研究員事業の申請及び審査の流れ

(4) 特別研究員の申請資格・支援内容等

(5) 採用中の特別研究員の遵守事項等

(6) お問い合わせ先



1. 特別研究員-RPDの申請資格の拡大

◆ 令和7(2025)年度採用分より、RPDの申請資格(研究中断の要件)を拡大

- ① 申請年度4月1日時点で小学生以下の子を養育しており、その子の出産・育児のため、平成23(2011)年10月1日から令和6(2024)年3月31日の間に6週間以上研究活動を中断した者。
- ② 出産又は疾病や障がいのある子を養育したため、平成25(2013)年4月1日から令和6年(2024)年3月31日の間に、6週間以上研究活動を中断した者。
- ③ ①、②のいずれにも当てはまらず、申請年度4月2日以降申請期限までに子を出産し(予定も可)、その子の出産・育児のため、令和5(2023)年10月1日から令和7(2025)年3月31日の間に6週間以上研究活動を中断した、または中断する予定の者。

※申請年度＝採用年度－1年

- ・ ①②③中断期間：(従来)3ヶ月以上→(令和7年度採用分より)6週間以上
- ・ ①：未就学児の養育→小学生以下の子の養育
- ・ ③：申請年度4月2日以降申請期限までに出産した場合も申請可

2. 特別研究員事業の制度改革

特別研究員事業

※詳細は「特別研究員遵守事項および諸手続の手引」をご参照ください。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html

- ◆ DC最終年次在籍者のうち採用期間中に優れた研究成果を上げ、更なる進展が期待される者に対し、最終年次に**研究奨励金特別手当(月3万円)**を支給
- ◆ PD※・RPDの海外渡航(1年以上)に帯同する**家族の往復航空券を支援**
※原則採用2年目に渡航期間の一部が重なる場合
- ◆ 出産・育児に係る中断回数(1人の子につき原則1回→**無制限**)、中断期間上限の撤廃(通算26か月→**上限なし**)、中断期間の延長(子が満2歳→**満3歳**)

※いずれも令和6年度から実施

3. 女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業

特別研究員事業、海外特別研究員事業

◆女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業の創設

- 令和5年1月より、男女共同参画推進の取り組みの一環として、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始
- 女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、当該期間において、対象事業の採用中断期間中に支援助成金を措置することで、安心して研究者としてのキャリアを継続できるよう、女性研究者の出産時に「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」（以下「キャリア継続支援金」という）を支給

◆対象

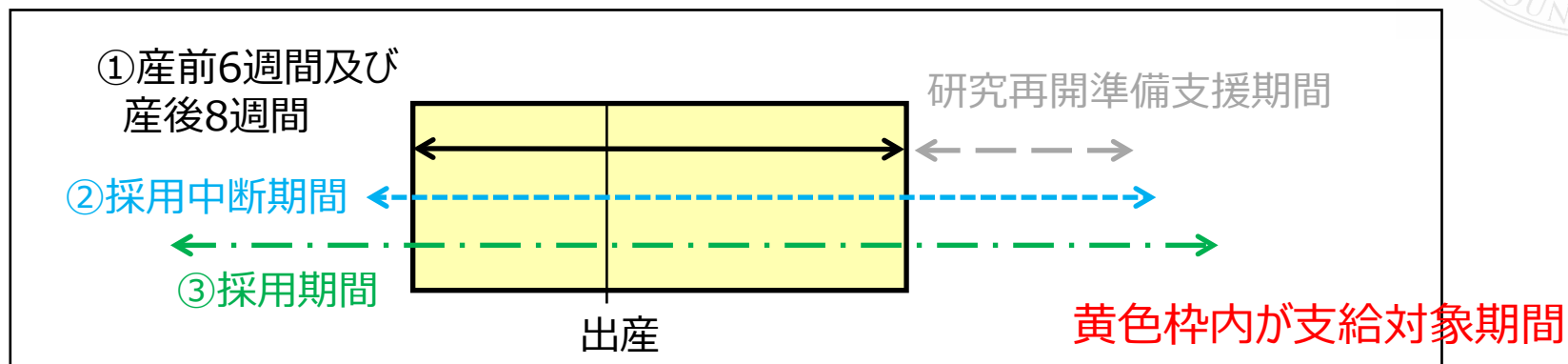
- 特別研究員（DC,PD,RPD,CPD）、海外特別研究員（一般,RRA）に採用されている女性研究者のうち、採用期間中に出産を理由として、採用の中断を行う者



3. 女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業(つづき)

特別研究員事業、海外特別研究員事業

<支給対象期間>



・以下の①から③の重複する期間 についてキャリア継続支援金を支給

- ① 産前6週間及び出産後8週間の期間
- ② 出産を理由とする採用中断期間
- ③ 特別研究員・海外特別研究員としての採用期間

<支給金額>

・一日あたりの金額(10,000円)に支給対象期間の日数を乗じた額

※事業の詳細、申請は下記ウェブサイトを参照

女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業 (<https://cheers.jsps.go.jp/support/>)



4. 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業

特別研究員-PD、RPD

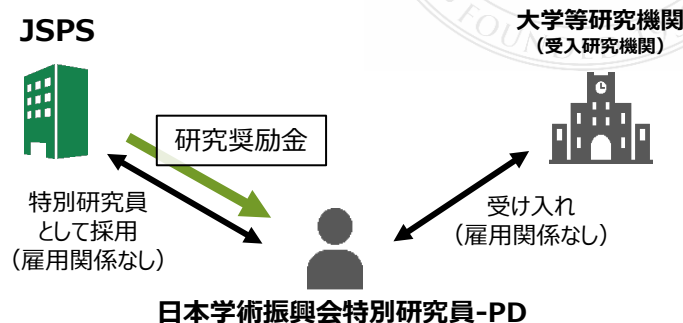
【事業の概要】

- 特別研究員-PD・RPDについて、特別研究員制度の趣旨に賛同しPD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を募集。
- 所定の要件を満たし、「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」に登録された機関は特別研究員-PD・RPDを雇用することが可能。
- 安定した身分の確保に加え、各「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」が策定する育成方針による支援により、研究専念環境のさらなる向上を図る。

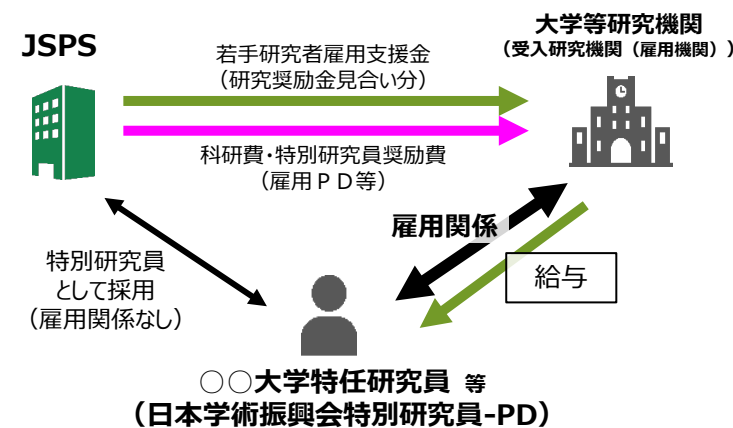
【支援内容】

- PD等を雇用する雇用制度導入機関に対し、「若手研究者雇用支援金」(PD等の研究奨励金見合い分)を交付。
- PD等が主体的に研究に専念できる環境を確保するために必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用することが可能な経費である「科学研究費助成事業 特別研究員奨励費(雇用PD等)」を交付。

【資金の流れ（イメージ）：フェローシップ型（PDの例）】



【資金の流れ（イメージ）：雇成型（PDの例）】



本事業の募集等に係る詳細についてはこちら

<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/>

※研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業に係る 注意点



◆ 受入研究機関の選定について

特別研究員-PD、RPDの受入れにあたり、令和5(2023)年度より「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を実施しており、本事業により「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」に登録された機関を受入研究機関とした場合、新規採用者は原則雇用となる。

令和6年2月現在の「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」は次スライドのとおり。

受入研究機関に雇用される特別研究員-PD、RPDと雇用されない特別研究員-PD、RPDとは、受入方法や採用内定後の取扱いが異なりますので、受入研究機関等の選定にあたってご留意ください。

◆ 特別研究員の選考について

「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」を受入研究機関とするか否かが、特別研究員の選考に影響することはありません。



雇用制度導入機関一覧①

特別研究員-PD、RPD

✓ 令和6年2月現在の「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」は 1 1 2 機関

(令和5年度登録：78機関、令和6年度登録：34機関)

「雇用制度導入機関一覧」のウェブサイトURL：<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tourokukikan.html>

◆ 国立大学 (53機関)

※下線ありが令和6年度登録機関

北海道大学	北海道教育大学	小樽商科大学	帯広畜産大学	弘前大学	岩手大学
東北大学	秋田大学	山形大学	茨城大学	宇都宮大学	群馬大学
埼玉大学	千葉大学	東京大学	東京農工大学	電気通信大学	一橋大学
横浜国立大学	総合研究大学院大学	新潟大学	富山大学	金沢大学	福井大学
山梨大学	信州大学	岐阜大学	浜松医科大学	名古屋大学	三重大学
滋賀大学	京都大学	京都工芸繊維大学	大阪大学	神戸大学	奈良教育大学
奈良女子大学	奈良先端科学技術大学院大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学
広島大学	山口大学	徳島大学	香川大学	愛媛大学	高知大学
佐賀大学	熊本大学	宮崎大学	鹿児島大学	琉球大学	

◆ 公立大学 (6機関)

東京都立大学	横浜市立大学	名古屋市立大学	大阪公立大学	奈良県立医科大学	高知工科大学
--------	--------	---------	--------	----------	--------

雇用制度導入機関一覧②

特別研究員-PD、RPD

◆ 私立大学（22機関）

国際医療福祉大学	埼玉医科大学	芝浦工業大学	玉川大学	中央大学	東京薬科大学
東京理科大学	武蔵野大学	早稲田大学	国際仏教学大学院大学	金沢医科大学	松本大学
椙山女学園大学	豊田工業大学	長浜バイオ大学	京都先端科学大学	京都産業大学	同志社大学
立命館大学	関西大学	九州産業大学	福岡工業大学		

◆ 大学共同利用機関法人（17機関）

情報・システム研究機構 機構本部施設等	情報・システム研究機構 統計数理研究所	情報・システム研究機構 国立極地研究所	情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所	情報・システム研究機構 国立情報学研究所	自然科学研究機構 機構直轄研究施設
自然科学研究機構 国立天文台	自然科学研究機構 核融合科学研究所	自然科学研究機構 分子科学研究所	自然科学研究機構 基礎生物學研究所	自然科学研究機構 生理學研究所	自然科学研究機構 岡崎共通研究施設
人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館	人間文化研究機構 国文学研究資料館	人間文化研究機構 国際日本文化研究センター	人間文化研究機構 総合地球環境学研究所	高エネルギー加速器 研究機構	

◆ 国立研究開発法人（6機関）

物質・材料研究機構	理化学研究所	国立成育医療研究センター	海洋研究開発機構	国立循環器病研究センター
医薬基盤・健康・栄養研究所				

◆ その他（8機関）

公益財団法人 佐々木研究所	公益財団法人 東京都医学総合研究所	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター		
公益財団法人 相模中央化学研究所	公益財団法人 川崎市産業振興財団	オムロンサイニックス株式会社	株式会社 サイバーエージェント	株式会社 メルカリ

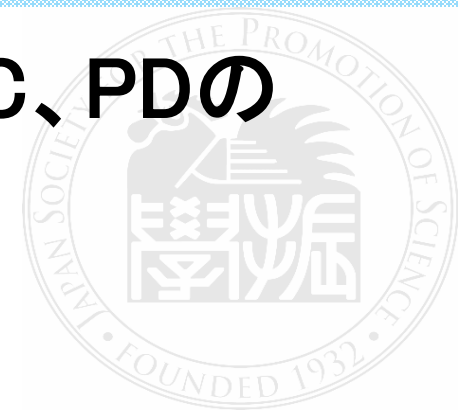


【目次】

- (1) 特別研究員制度の概要
- (2) 特別研究員事業に係る最近の主な動き
- (3) 特別研究員事業の申請及び審査の流れ**
- (4) 特別研究員の申請資格・支援内容等
- (5) 採用中の特別研究員の遵守事項等
- (6) お問い合わせ先



○令和7(2025)年度採用分特別研究員-DC、PDの募集から採用までの流れ



2024年
2月2日

募集要項公開

各研究機関で申請書を取りまとめる

4月上旬～6月3日

申請受付

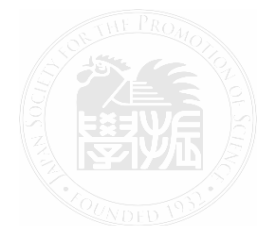
各研究機関内の締切を要確認

一段階目の書面審査

1件の申請について申請者の審査区分に応じた書面審査セットにおいて審査委員6人による一段階目の書面審査

二段階目の書面審査

一段階目の書面審査の結果ボーダーゾーンとなった申請を対象に一段階目の書面審査と同一の審査委員6名による二段階目の書面審査を実施



10月上旬頃までに
選考結果を電子申請シ
ステムにおいて開示

第一次採用内定者

第二次採用内定候補者

不採用者

2025年1月上旬頃までに
選考結果を電子申請シ
ステムにおいて開示

第二次採用内定者

補欠者

不採用者

※補欠者について、2月中旬頃までに
採用内定、不採用を開示予定

採用内定者

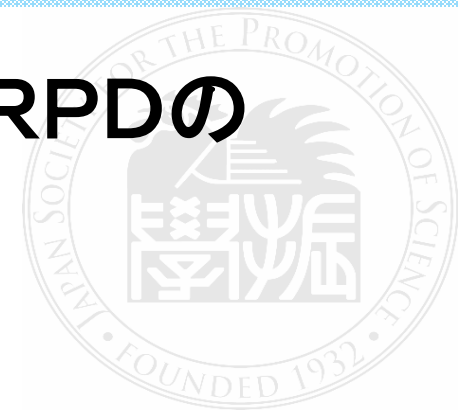
2025年1月
中旬以降

採用手続

電子申請システム上で手続
※一部受入研究機関の承認が必要

2025年4月

採用決定
(申請資格を確認の上、採用)



○令和7(2025)年度採用分特別研究員-RPDの募集から採用までの流れ

2024年
2月2日

募集要項公開

各研究機関で申請書を取りまとめる

3月中旬～5月13日

申請受付

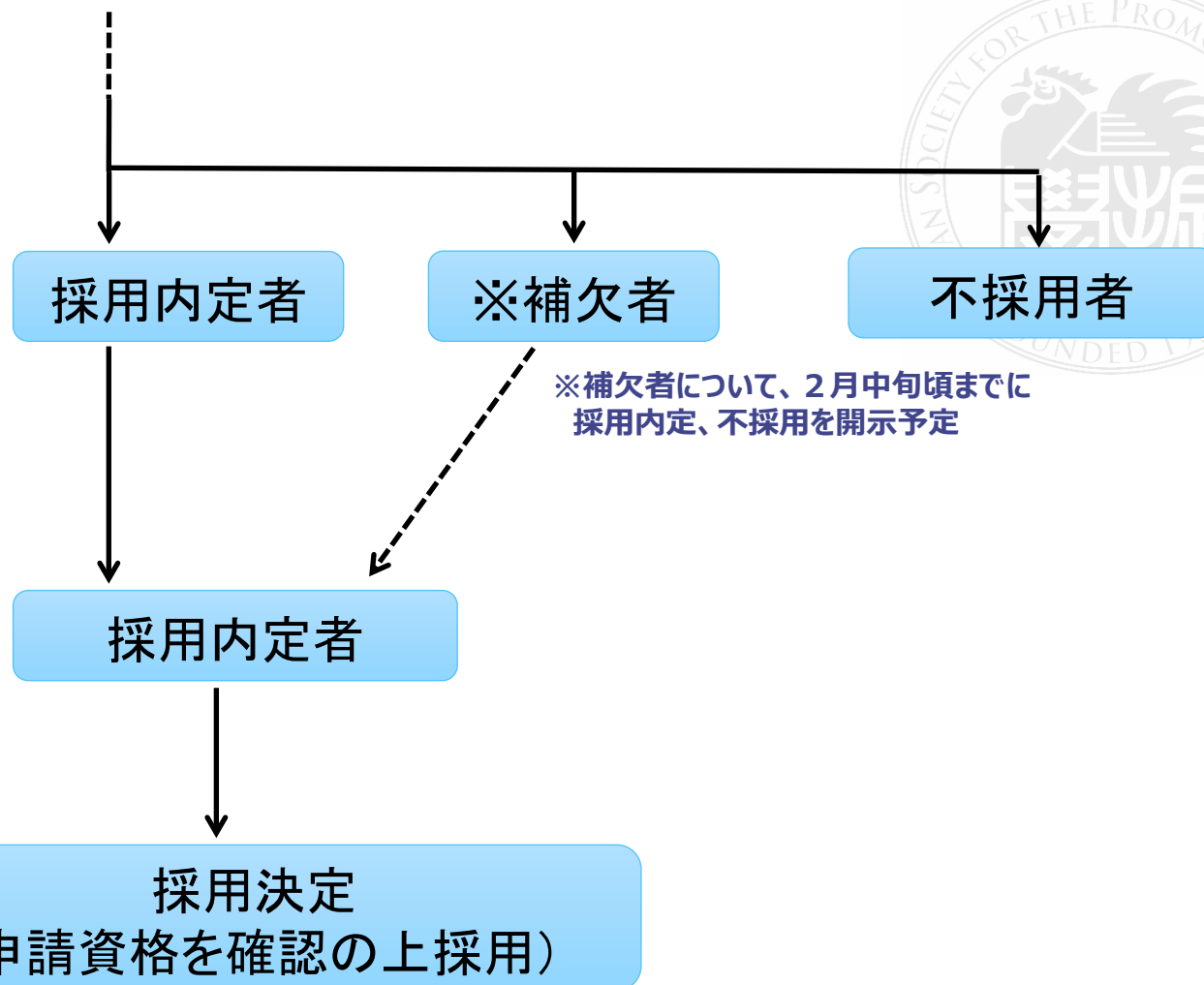
各研究機関内の締切を要確認

書類選考

1件の申請について申請者の書面審査区分に応じた複数の審査員による書面審査



8月上旬～中旬頃
選考結果は、電子申請システムにおいて開示



※補欠者について、2月中旬頃までに
採用内定、不採用を開示予定

2025年4月

(希望により、2025年7月1日、10月1日、2026年1月1日からの採用も可能)

書面審査セットについて-①

書面審査の際には、適切な相対評価ができるように、関連する審査区分を組み合わせてグループ化しており、このグループを「書面審査セット」といいます。書面審査セットに配置される審査員については、専門分野のバランス、各審査員の所属機関が異なるようにする等、公平性に配慮しています。

〔例：PD・生物系科学の場合〕

小区分43010を選択した申請者は、小区分43020、43030、43040、43050、43060を選択した申請者と合わせた書面審査セットで審査されます。

各区分に含まれる内容の例は、審査区分表を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-pd_2022/examination/2_kubun.pdf

	審査区分	書面審査セット
生物系科学	71 分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	生物系科学1
	43010 分子生物学関連	
	43020 構造生物化学関連	
	43030 機能生物化学関連	
	43040 生物物理学関連	
	43050 ゲノム生物学関連	
	43060 システムゲノム科学関連	
	72 細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	生物系科学2
	44010 細胞生物学関連	
	44020 発生生物学関連	
	44030 植物分子および生理科学関連	
	44040 形態および構造関連	
	44050 動物生理化学、生理学および行動学関連	
	73 個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	生物系科学3
	45010 遺伝学関連	
	45020 進化生物学関連	
	45030 多様性生物学および分類学関連	
	45040 生態学および環境学関連	
	45050 自然人類学関連	
	45060 応用人類学関連	
	74 神経科学およびその関連分野	生物系科学4
	46010 神経科学一般関連	
	46020 神経形態学関連	
	46030 神経機能学関連	

書面審査セットについて-②

小区分の中には複数の書面審査区分や書面合議審査区分に表れているものがあります。複数の書面審査区分、書面合議審査区分に対応している小区分は下表の通りです。

書面審査区分、書面合議審査区分を選択するにあたっては、申請者は審査区分表を参照しつつ、自らの申請研究課題に最も相応しいと思われるものを選択してください。

【複数の書面審査区分、書面合議審査区分に表れる小区分】

小区分	小区分の説明	対応する書面審査区分	対応する書面合議審査区分
02090	日本語教育関連	12, 25	人文学, 社会科学
02100	外国語教育関連	12, 25	人文学, 社会科学
80010	地域研究関連	14, 22	人文学, 社会科学
80020	観光学関連	14, 23, 24	人文学, 社会科学
80030	ジェンダー関連	14, 22, 24	人文学, 社会科学
80040	量子ビーム科学関連	34, 35	数物系科学
90010	デザイン学関連	11, 53, 62	人文学, 工学系科学, 情報学
90020	図書館情報学および 人文社会情報学関連	12, 61	人文学, 情報学
90030	認知科学関連	26, 62	社会科学, 情報学
90110	生体医工学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90120	生体材料学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90130	医用システム関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90140	医療技術評価学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90150	医療福祉工学関連	90	工学系科学, 医歯薬学

【複数の書面合議審査区分に表れる書面審査区分】

書面審査区分	書面審査区分の説明	対応する書面合議審査区分
90	人間医工学およびその関連分野	工学系科学, 医歯薬学

○審査について

申請書はこれらを踏まえて作成してください

審査方針

- I 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。
また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- II 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- III 特別研究員-PDについては、博士課程での研究の単なる継続ではなく、新たな研究環境に身を置いて、自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲が見られること。
- IV 特別研究員-PDについては、やむを得ない事由がある場合を除き、大学院博士課程在学当時(修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない)の所属大学等研究機関(出身研究機関)を受入研究機関に選定する者、及び大学院博士課程在学当時の学籍上の研究指導者を受入研究者に選定する者は採用しない。

※特別研究員-RPDについては、受入研究機関が出身研究機関であっても審査に影響しない。

書面審査項目 (DC, PD, RPD)

- ① 研究計画の着想およびオリジナリティ
- ② 研究者としての資質
- ③ 総合評価

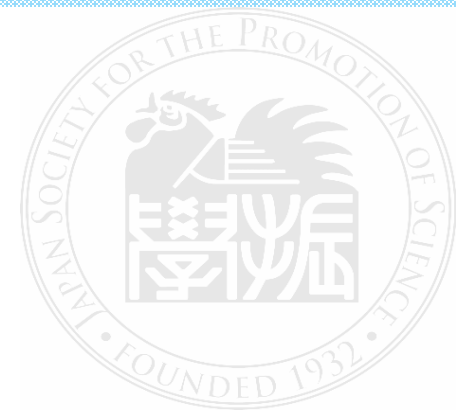
複数の審査委員が個別に審査し、最終的には審査委員の総合評価の平均点により順位付けされる。

- ①、②の項目評価は5段階の絶対評価。
- ③の総合評価は①、②の項目評価をもとに総合的に判断(相対評価)。

評点「5」…10% 評点「4」…10% 評点「3」…10%

評点「2」…40% 評点「1」…30%

※RPDは、評点「5」…10%、評点「4」…10%、評点「3」…20%、評点「2」…30%、
評点「1」…30%



【目次】

- (1) 特別研究員制度の概要
- (2) 特別研究員事業に係る最近の主な動き
- (3) 特別研究員事業の申請及び審査の流れ
- (4) 特別研究員の申請資格・支援内容等**
- (5) 採用中の特別研究員の遵守事項等
- (6) お問い合わせ先



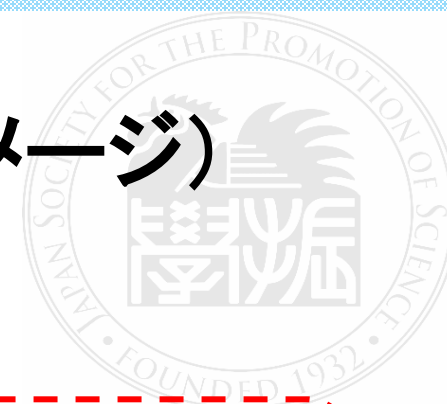
○特別研究員-DCの申請資格

特別研究員-DC1(大学院博士課程在学者)

年 齢	制限なし
在学年次	採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期 第1年次相当 (在学月数12ヶ月未満)に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次相当(在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当(在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満)に在学する者 ※ ①～③において、採用年度の4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む。

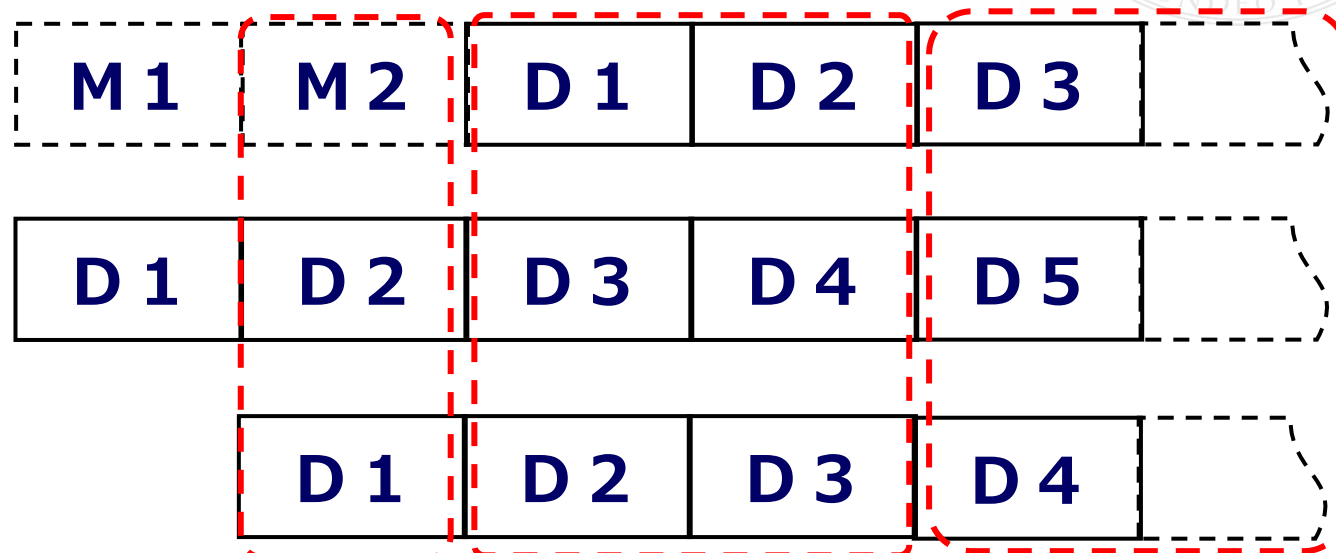
特別研究員-DC2(大学院博士課程在学者)

年 齢	制限なし
在学年次	採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期 第2年次以上の年次相当 (在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次相当(在学月数36ヶ月以上60ヶ月未満)に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次相当(在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次相当(在学月数24ヶ月以上48ヶ月未満)に在学する者



DCの申請時の在学年次と申請資格(イメージ)

- 3年制の
博士課程
- 5年一貫制
の博士課程
- 4年制の
博士課程



DC1に申請

DC2に申請

申請不可！

※採用開始時点で募集要項記載の申請資格を満たす場合、上記の在学年次によらず申請することが可能(詳細は問い合わせください)

○特別研究員-DCの支援内容(令和7年度採用分)

※予算の状況により変更することがあります。

■新規採用予定数

- DC1 650～700名程度
- DC2 1,050～1,100名程度

■採用期間

- DC1 3年間
- DC2 2年間

■研究奨励金

- DC1 月額200,000円 ※1、2
- DC2 月額200,000円 ※1、2

※1 令和6年度在籍者から、特別研究員-DCの研究において、期待を上回る又は期待通りの進展があった(今後も更なる進展が期待される)と評価された場合、DC最終年次に研究奨励金特別手当(月3万円)を支給。

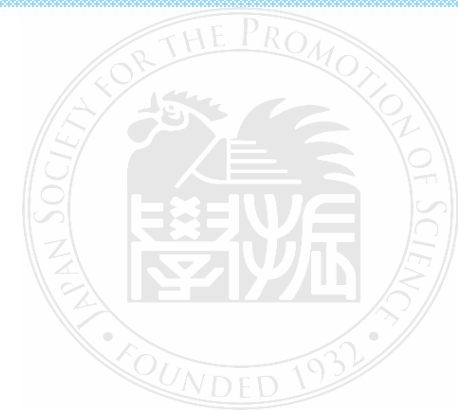
月額200,000円 → 月額230,000円

※2 令和4年度在籍者から、博士の学位を取得し、所定の手続を経てPDに資格変更した場合、当初の採用期間の残期間について支給額を増額。 月額200,000円 → 月額362,000円

■特別研究員奨励費

- 450万円以下

※応募区分がB区分かつ研究期間が3年の場合



○特別研究員-PDの申請資格

特別研究員-PD(博士の学位取得者)

年 齢	<u>制限なし</u>
学 位	採用年度の4月1日現在、 <u>博士の学位を取得後5年未満の者</u> (申請時においては、見込みでもよい。)
受入研究機関 ※受入研究者が 在籍する機関	<u>受入研究機関は博士の学位を取得する予定又は博士の学位を取得した研究機関(以下「出身研究機関」という。)以外の研究機関を選定すること(以下「研究機関移動」という。)</u> ※ 特別研究員等審査会の判定により研究機関移動に関する特例措置を例外的に認めることがあるので、特例措置を希望する者は「特例措置希望理由書」を提出すること。 HPに申請資格審査に係るガイドライン及び申請資格審査の実施状況を公開 https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sinsa.html
受入研究者	出身研究機関の学籍上の研究指導者以外を選定すること。
国 籍	申請時に、日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

※受入研究機関は受入研究者の本務先です。

国籍要件に該当しない場合、「外国人特別研究員」事業をご確認ください

<https://www.jsps.go.jp/j-fellow/index.html>



PDの「受入研究機関」

申請資格要件として研究機関移動が必要

特別研究員等審査会の判定により研究機関移動に関する特例措置を例外的に認めることがあるので、特例措置希望者は「特例措置希望理由書」を提出する。

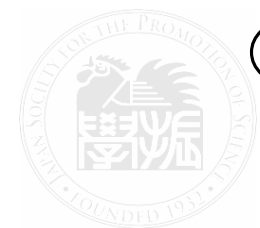
- 研究機関移動 = 博士の学位を取得する予定又は博士の学位を取得した研究機関(出身研究機関)以外の研究機関を受入研究機関とすること。

※同一大学のキャンパス移動は、研究機関移動にはならない。

- 研究機関移動しないことが特例として認められるには、(1)又は(2)と判定されなくてはならない。

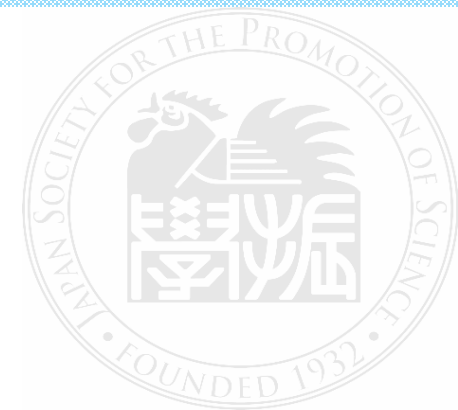
(1) 身体の障がい、出産・育児等の理由により出身研究機関以外の研究機関で研究に従事することが難しい

(2) 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究機関として出身研究機関以外の研究機関を選定することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難



○特別研究員-PDの支援内容(令和7年度採用分)

※予算の状況により変更することがあります。



■ 新規採用予定数

- 350名程度

■ 採用期間

- 3年間

■ 研究奨励金

- 月額362,000円 ※

※「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」によりPD、RPDを雇用する受入研究機関には、雇用するPD等の人数に応じて「若手研究者雇用支援金」(研究奨励金見合い分)を日本学術振興会から交付します。また、PDには雇用主である受入研究機関(雇用機関)から給与が支給されるため、日本学術振興会からの研究奨励金は支給されません。

■ 特別研究員奨励費

- 450万円以下

※応募区分がB区分かつ研究期間が3年の場合

○特別研究員-RPDの概要

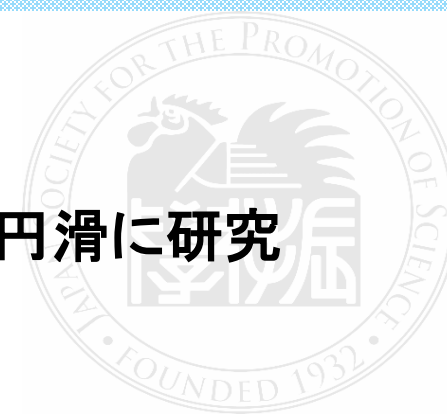
【趣旨】

日本学術振興会では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、特別研究員事業を実施しています。

この特別研究員事業の一環として、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する「特別研究員－RPD」を平成18年度に創設しました。

例えば、非常勤研究員や任期付ポスドクは、出産・育児休業制度が適用されない場合があるため、出産・育児に際してその職を辞めざるを得ないなど、その後の研究現場への復帰が困難な状況にあります。

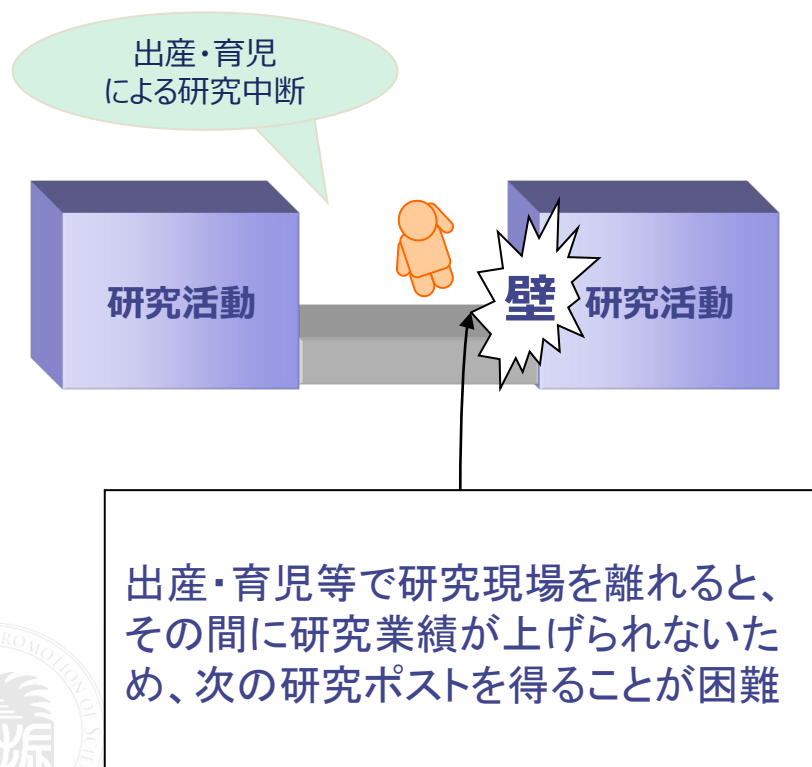
そこで本事業により、このような方々が研究活動を再開するための支援を行い、多様で優れた研究者の養成・確保を更に推進することを目指すものです。



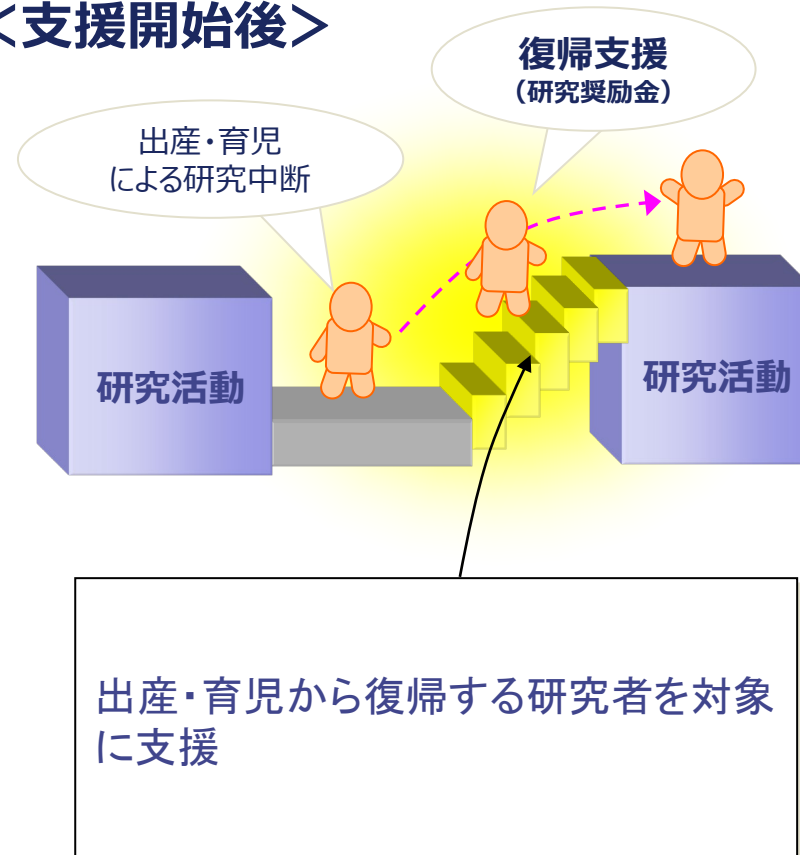
特別研究員-RPD

優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援。

<従前>



<支援開始後>



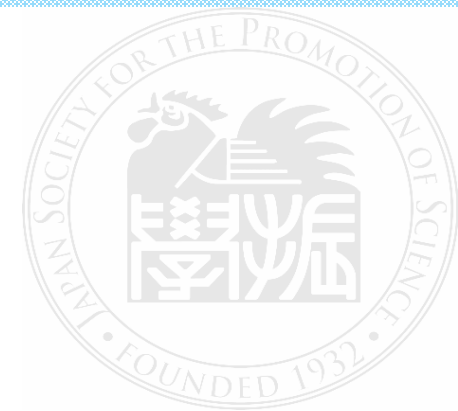
○特別研究員-RPDの申請資格

前年度からの変更あり

年 齢	<u>制限なし</u>
学 位	採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得している者（申請時においては、見込みでもよい）。
受入研究機関	受入研究機関は、大学院博士課程在学当時の所属大学等研究機関以外の大学等研究機関を選定することを <u>推奨</u>
研究中断	次のいずれかに該当する者。 ① <u>申請年度</u> 4月1日時点で <u>小学生以下の子</u> を養育しており、その子の出産・育児のため、平成23(2011)年10月1日から令和6(2024)年3月31日の間に <u>6週間以上</u> 研究活動を中断した者。 ② 出産又は疾病や障がいのある子を養育したため、平成25(2013)年4月1日から令和6年(2024)年3月31日の間に、 <u>6週間以上</u> 研究活動を中断した者。 ③ ①、②のいずれにも当てはまらず、 <u>申請年度4月2日以降申請期限までに子を出産し(予定も可)</u> 、その子の出産・育児のため、令和5(2023)年10月1日から令和7(2025)年3月31日の間に <u>6週間以上</u> 研究活動を中断した、または中断する予定の者。
国 籍	申請時に、日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

※申請年度＝採用年度－1年

- ・ ①②③中断期間：（従来）3ヶ月以上→（令和7年度採用分より）6週間以上
- ・ ①：未就学児の養育→小学生以下の子の養育
- ・ ③：申請年度4月2日以降申請期限までに出産した場合も申請可



○特別研究員-RPDの支援内容(令和7年度採用分)

※予算の状況により変更することがあります。

■ 新規採用予定数

- 75名程度

■ 採用期間

- 3年間(採用開始を4、7、10、1月から選択)

■ 研究奨励金

- 月額362,000円 ※

※「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」によりPD、RPDを雇用する受入研究機関には、雇用するPD等の人数に応じて「若手研究者雇用支援金」(研究奨励金見合い分)を日本学術振興会から交付します。また、PDには雇用主である受入研究機関(雇用機関)から給与が支給されるため、日本学術振興会からの研究奨励金は支給されません。

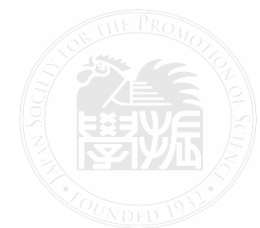
■ 特別研究員奨励費

- 450万円以下

※応募区分がB区分かつ研究期間が3年の場合



～特別研究員奨励費について～

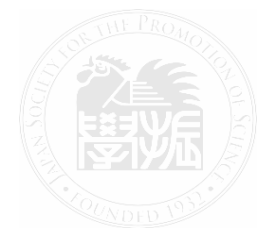




※ 特別研究員奨励費とは

- 特別研究員は、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の助成を受けることが可能
- 令和6（2024）年度採用分より、特別研究員の申請時に、必ず特別研究員奨励費に応募するよう応募時期を変更
- 特別研究員-DCを除き、併せて間接経費（※）が措置される予定
※間接経費とは、研究計画の実施に伴う受入研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30％に相当する額）であり、受入研究機関が使用するものです。

注意：特別研究員奨励費は特別研究員として申請した研究課題名と同一課題名となります。複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、十分留意してください。不合理な重複が認められた場合は特別研究員奨励費を交付しないことがあります。





特別研究員奨励費

特別研究員-DC

選択した応募区分に基づき、
申請内容ファイルの研究計画を記入

応募区分	応募総額		
	研究期間3年	研究期間2年	研究期間1年
A区分	240万円以下	160万円以下	80万円以下
B区分 研究計画上、応募 総額がA区分を超 える必要がある場 合	240万円超 450万円以下	160万円超 300万円以下	80万円超 150万円以下

- 特別研究員奨励費を申請するにあたっては、特別研究員の採用期間内において、**採用開始年度を初年度として**DC1は最大3年以内、DC2は最大2年以内で研究期間を設定し、また自身の研究計画によって必要な区分を選択してください。
- B区分を選択して応募した場合であっても、採用時評価を参考にし、A区分の応募総額を超える必要性が認められない場合は、A区分として評価されることもあります。



特別研究員奨励費

特別研究員-PD・RPD

選択した応募区分に基づき、
申請内容ファイルの研究計画を記入

応募区分	応募総額		
	研究期間3年	研究期間2年	研究期間1年
A区分	300万円以下	200万円以下	100万円以下
B区分 研究計画上、応募総額がA区分を超える必要がある場合	300万円超 450万円以下	200万円超 300万円以下	100万円超 150万円以下

- 特別研究員奨励費を申請するにあたっては、特別研究員の採用期間内において、**採用開始年度を初年度として**最大3年以内で研究期間を設定し、また自身の研究計画によって必要な区分を選択してください。
※RPDは特別研究員の採用期間が4年度にわたる場合であっても、特別研究員奨励費の研究期間は最大3年以内となります。
- B区分を選択して応募した場合であっても、採用時評価を参考にし、A区分の応募総額を超える必要性が認められない場合は、A区分として評価されることもあります。



【目次】

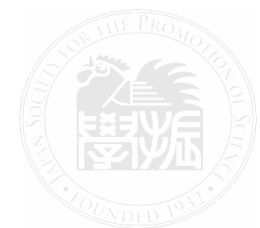
- (1) 特別研究員制度の概要
- (2) 特別研究員事業に係る最近の主な動き
- (3) 特別研究員事業の申請及び審査の流れ
- (4) 特別研究員の申請資格・研究奨励金等
- (5) 採用中の特別研究員の遵守事項等**
- (6) お問い合わせ先





採用中の特別研究員の遵守事項

※「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関に雇用される特別研究員-PD,RPDについては、「日本学術振興会特別研究員(研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業)遵守事項および諸手続の手引」
<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tebiki.html>の適用対象となり、以下に記載している遵守事項と一部取扱いが異なりますので、ご注意ください。



○研究倫理教育の受講等について



特別研究員採用手続書類提出前までに、以下のいずれかの研究倫理教育の受講等が必要となります。

- ・『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』
日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会
- ・研究倫理e ラーニングコース
e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE]
- ・APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年
8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育

※受入研究機関以外で実施されたものでも構いません。

また、以下を行う必要があります。

- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範-改訂版-」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること





特別研究員の義務等-①

■ 研究専念義務

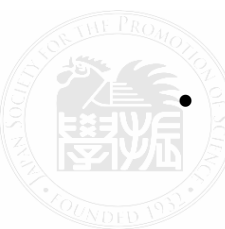
- 特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。このことは「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではないが、「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理すること。
- 本義務は、出産・育児による採用中断及び傷病による採用中断の扱いを受ける場合を除く。

■ 報告書の提出義務

- 特別研究員は、各報告書を提出締切までに提出しなければならない。
- 特別研究員-DCの最終年次に支給される研究奨励金特別手当は、研究報告書(特別研究員用及び受入研究者用)を用いて評価を行い、対象者を決定する。

■ その他

- 特別研究員は、原則として特別研究員以外の身分を持つことができず、常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合、特別研究員の資格を喪失し採用を終了することがある。
- 採用期間中は、労働等により報酬を受給することができるが、一定の要件を満たす必要がある。



特別研究員の義務等-②

遵守事項

- (1) 特別研究員以外の身分を持たないこと
- (2) 特別研究員の義務を遂行すること
- (3) 採用後の諸手続を行うこと
- (4) 研究上の不正行為を行わないこと
- (5) 研究費の不正使用を行わないこと
- (6) その他、法令等及び公序良俗に反する行為を行わないこと

出産・育児による 採用の中断及び延長の取扱い

• 採用中断

- 出産(妊娠4か月以上の死産及び配偶者等の出産を含む。)又は**3歳**に達するまでの子の養育のため
- **中断した採用期間分を採用延長**

-研究奨励金の支給なし

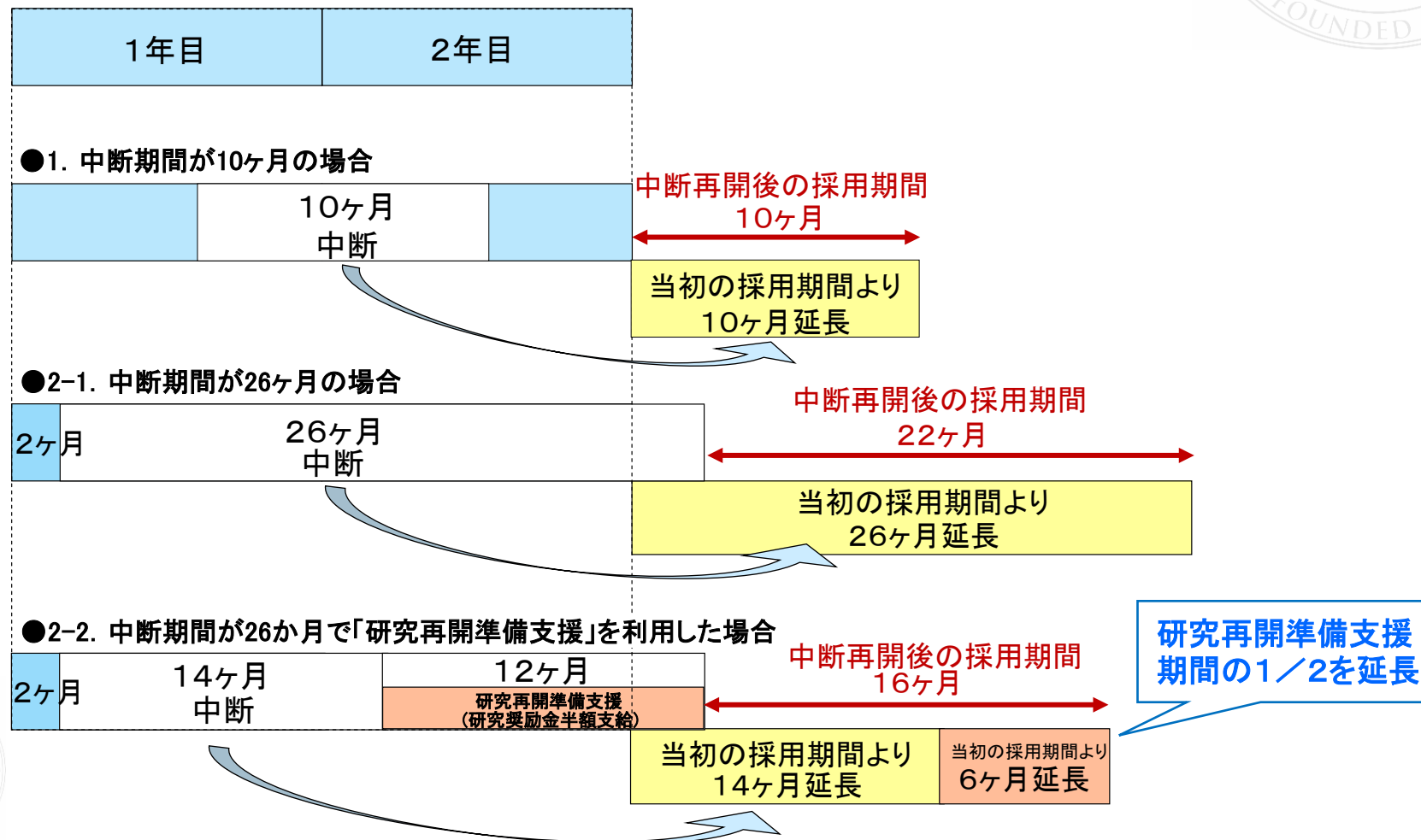
• 研究再開準備支援

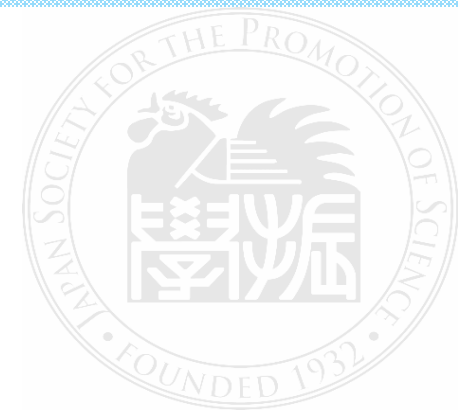
- 採用中断の期間中に、研究の本格的再開に向け、短時間の研究を継続
- 研究奨励金月額額の半額を支給
- 「研究再開準備支援」の**半分の期間を採用延長**

出産・育児による「中断」及び「研究再開準備支援」の取得例



○ 採用期間(2年間の例)





傷病による 採用の中断及び延長の取扱い

■採用中断

- 傷病により研究に専念することが困難な場合
- 傷病が理由で休学をする特別研究員(DC)
- 1ヶ月以上研究に専念できないと診断された特別研究員(全資格)
- 通算12ヶ月まで(中断回数に上限なし)
- 中断した採用期間分を採用延長
-研究奨励金の支給なし

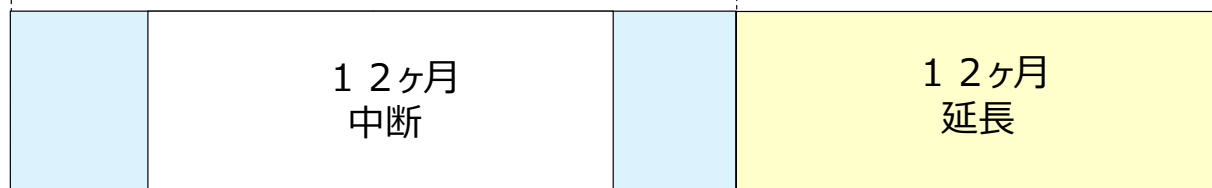


傷病による採用の中断の取得例

○ 採用期間（2年間の例）

1 年目	2 年目
------	------

1. 中断期間は、最長 1 2 ヶ月まで取得可能



中断した採用期間分を延長

2. 中断回数が 2 回の例



中断した採用期間分を延長

中断した採用期間分を延長

受入研究機関に雇用されるPD、RPDの採用の中断及び延長の取扱い

■採用中断と採用延長

- 受入研究機関(雇用機関)において、本人・配偶者等の出産、育児家族の介護及び本人の傷病を理由とする休業又は休職等を取得した場合に採用中断をすることが可能
 - 中断が承認された日数を上限に採用の延長申請をすることが可能
- ※「延長期間に係る受入研究機関」の受入承諾が必要。

－休業等期間中に、受入研究機関がPD、RPDに対し給与の支払いを行った場合は、当該支払額に応じて本会より受入研究機関に「若手研究者雇用支援金」を交付

- ・ 本会は、PD、RPD1人につき、特別研究員の当初の採用期間(3年間)に係る研究奨励金の合計額を上限に、「研究奨励金」または「雇用支援金」を支援します。
- ・ 「1人あたりの支援額の上限」の範囲に残額がある場合は、当該残額の範囲内で採用延長期間においても、PD、RPDへの支援を継続します。

※したがって、特別研究員の採用の中断に伴い採用期間の延長手続を行うにあたっては、「1人あたりの支援額の上限」の残額を確認いただくなど、ご注意ください。

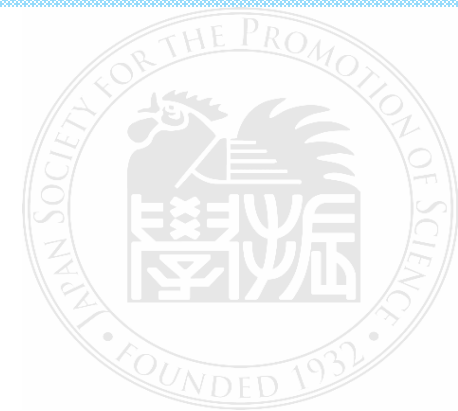
研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の 資金援助について-①

【受給可能な資金援助】

研究専念義務の範囲内で受給可能

※②、③2)・5)の場合、本会へ様式の提出が必要。

- ①受入研究機関の寄付金、同窓会組織等による生活費に相当する資金援助(国費を原資としないもの)
- ②自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金(研究を目的とする資金含む)
- ③海外渡航中における、海外渡航先機関によるビザ発給又は受入基準の最低額等満たすための資金援助(特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的とする場合のみに限る。)
- ④受入研究機関や連携先機関等が1)～5)に用途を限定した資金援助(実費相当分)
 - 1)授業料の援助に係る助成金の受給(DC1、DC2のみ)
 - ・所属大学(大学の基金も含む。)による授業料援助を目的とする助成金
 - 2)研究費の受給(全資格)
 - 3)旅費の受給(全資格)
 - ・受入研究機関や依頼元機関の旅費規程等に基づく実費相当分の旅費
 - 4)受入環境整備に係る資金の受給(全資格)
 - ・学会への登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等
 - 5)海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金の受給【全資格】
 - ・日本学生支援機構や受入研究機関等の海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金



研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について②

■奨学金等の受給について

自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金を受給する場合は、受給前に受入研究者へ「奨学金等受給報告書＜様式5-4＞」の内容を報告し、**受給の承認を得る**ことが必要になります。

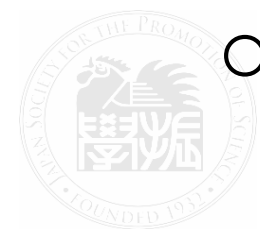
■注意

○提出時期

- ・採用期間中：毎年4月1日～20日
- ・採用終了、中途辞退：採用終了日、中途辞退日からそれぞれ20日以内

○提出方法

学振マイページで報告書を提出



研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の 資金援助について③



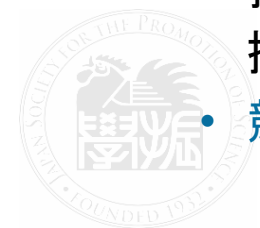
■特別研究員奨励費以外の研究費の受給について

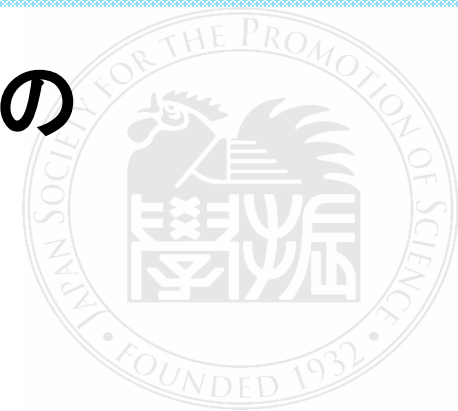
次の事項を全て満たす場合に限り、特別研究員奨励費以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）することが可能です。

- ・ 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ・ 受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること

■注意

- ・ 受給前に受入研究者へ「研究費受給報告書＜様式5-6＞」の内容を報告し、受給の承認の承認を得ること。
- ・ 当該年度に予算配分された研究費について、当該報告書を学振マイページで提出すること。
- ・ 提出時期：採用期間中：翌年度4月1日～20日
採用終了、中途辞退：採用終了日、中途辞退日からそれぞれ20日以内
- ・ 競争的研究費の不合理な重複には注意すること。 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>



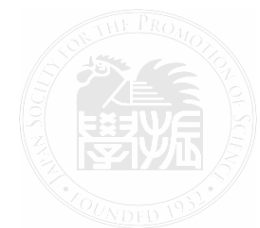


研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の 資金援助について-④

＜特に注意いただきたい点＞

以下の資金を受給することは不可。

- 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費に相当する資金
- 日本学生支援機構の奨学金（海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金を除く）
- 国費外国人留学生制度（文部科学省）による奨学金
- 母国の奨学金（留学生）



報酬の受給について-①

特別研究員は、労働等によって報酬を受給することができます。
ただし、**以下①～③を全て満たす必要があります。**

- ①特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ②常勤職及びそれに準ずる職※1ではないこと
- ③従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書＜様式5-3＞」の内容を報告し、受入研究者が①～②に該当すると認めていること。

※1: 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、例えば、雇用期間が1か月以上であり、週当たりの労働時間が20時間以上になる場合(80時間以上/月)は、研究専念義務を全うできないと判断できることから、常勤職に準ずる職と取り扱います。

※2: 受給される報酬の上限金額の制限はありません。

※3: 海外渡航中に、特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的として、海外渡航先機関から、ビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすために資金を受給する場合に限り、上記報酬受給要件で定める「常勤職及びそれに準ずる職」の身分を得ることは可能です。この場合、「報酬受給報告書＜様式5-3＞」の提出は不要です。

※3: 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。

※4: 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。(講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。)

※5: 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告(毎年2月中旬～3月中旬)を行う必要があります。

※6: 報酬受給先から年末調整関係書類(扶養控除等申告書等)の提出を求められた場合、本会に提出する必要があることをご説明ください。(本会において、年末調整を行いますので報酬受給先には提出しないでください。)

※受入研究機関に雇用されるPD,RPDの取扱いとは別ページ参照

報酬の受給について②

＜特に注意いただきたい点＞

1. 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等は**できません**。
2. 募集要項に記載のとおり、特別研究員が常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合には、報酬受給の要件を満たさないだけでなく、**特別研究員の資格を喪失し採用を終了**することがあります。

※「常勤職及びそれに準ずる職」の範囲について

『遵守事項および諸手続の手引(令和6年度版)』

P.30「Ⅲ-15. 報酬の受給について」に示した範囲が一定の基準になります。

受入研究機関に雇用されるPD、RPDの 特別研究員奨励費以外の資金援助、報酬の受給に ついて

■特別研究員奨励費以外の研究費の受給について

特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じない場合は、受入研究機関（雇用機関）が機関内規則等で認める範囲において受給可能

■報酬の受給について

受入研究機関（雇用機関）における兼業規程等で認める範囲内で受給可能



採用期間中の海外渡航



- 採用期間中に海外の研究機関等において研究活動(フィールドワーク、資料・文献収集、学会発表等を含む)を積極的に行うことを奨励

■ 通算渡航期間の上限

- ・ 採用期間(特別研究員-DCが資格変更を行った場合は、資格変更前後の通算期間)の2/3※(DCの研究指導の委託、国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等による渡航期間は、通算渡航期間から除外)
※受入研究機関に雇用されるPD、RPDは上限なし。受入研究機関(雇用機関)の規定に従うこと。

■ 注意

- ・ 海外渡航期間が28日以上に及ぶ場合、渡航開始日1ヶ月前までに事前連絡の上、帰国後1ヶ月以内に「海外渡航届」を提出すること。
- ・ DCは受入研究者が作成する「海外渡航報告書<様式3-2>」も併せて提出すること。
- ・ ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーを除いて学生として海外の大学院に在籍する留学や語学研修を目的とした渡航はできません。



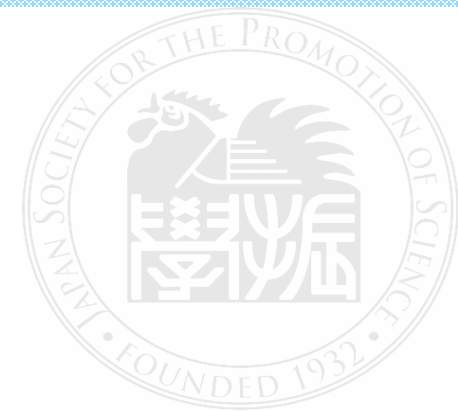
インターンシップ参加の取扱い

以下の①～③の全てに該当すると認められる場合に限り可能。

- ① 特別研究員の研究課題の遂行に資する研究トレーニングとなるものであり、かつ研究課題の遂行に支障のない場合
- ② 研究者養成の観点から、当該インターンシップへの参加が適切であるものとして、受入研究者が参加を承諾した場合
- ③ 参加期間：原則として採用期間中の通算6ヶ月以内

(注意)

- 研究専念義務は免除されません。
- 報酬を得る場合、翌年度の4月1日～20日までに「報酬受給報告書＜様式5-3＞」を学振マイページで提出。
- 機関長等の参加許可書類の提出は不要。



採用期間中の諸手続について

- 採用中断
- 海外渡航
- 研究費の受給
- 報酬の受給
- 受入研究機関変更
- 受入研究者等変更
- 資格変更
- 辞退 等

採用中の問い合わせ先:

研究者養成課 第三係
特別研究員事業担当

E-mail yousei3@jsps.go.jp

電 話 03-3263-4998

受入研究機関に雇用される特別
研究員-PD、RPDの採用中の問
い合わせ先:

研究者養成課

雇用支援事業担当

E-mail pdkoyou@jsps.go.jp

電 話 03-3263-4918





【目次】

- (1) 特別研究員制度の概要
- (2) 特別研究員事業に係る最近の主な動き
- (3) 特別研究員事業の申請及び審査の流れ
- (4) 特別研究員の申請資格・研究奨励金等
- (5) 採用中の特別研究員の遵守事項等
- (6) お問い合わせ先**





お問い合わせ先

東京都千代田区麹町5-3-1 独立行政法人日本学術振興会

○特別研究員事業担当 研究者養成課

(03)3263-5070 yousei2@jsps.go.jp 募集・採用

(03)3263-4998 yousei3@jsps.go.jp 採用中、採用後の手続等

(03)3263-4918 pdkoyou@jsps.go.jp 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9:30～12:00及び13:00～17:00
（年末年始（12/29～1/3）、創立記念日（9/21）は休日とさせていただきます。）